

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2018-116448

(P2018-116448A)

(43) 公開日 平成30年7月26日(2018.7.26)

(51) Int.Cl.  
G06Q 20/42 (2012.01)

F I  
G06Q 20/42

テーマコード(参考)  
5L055

審査請求 有 請求項の数 4 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2017-6376 (P2017-6376)  
(22) 出願日 平成29年1月18日(2017.1.18)

(71) 出願人 517018721  
イー・アンド・シー・テクノロジー株式会社  
高知県高知市仁井田4563番地1  
(74) 代理人 100074332  
弁理士 藤本 昇  
(74) 代理人 100114432  
弁理士 中谷 寛昭  
(74) 代理人 100138416  
弁理士 北田 明  
(72) 発明者 官崎 利孝  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央2番1  
-304号  
Fターム(参考) 5L055 AA78

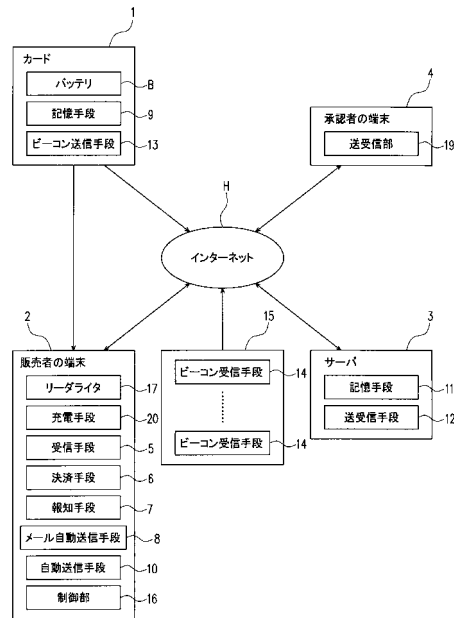
(54) 【発明の名称】 カード決済システム

(57) 【要約】

【課題】手間がかかることがなく、決済の結果を所定時間内にすることができるカード決済システムを提供する。

【解決手段】利用者が購入したい購入品名と購入金額とが入力可能で、利用者カードから吸い上げた承認者の端末のアドレスへ購入品名と購入金額とを送信可能な販売者の端末2を備え、販売者の端末2が承認者の端末4から承認の信号を受信した場合に、販売者の端末に決済を行う信号を出力する決済手段6と、販売者の端末2が承認者の端末4から否認の信号を受信した場合又は承認者の端末4から設定された所定時間内に承認又は否認の信号を受信しなかった場合に、利用者に決済ができないことを報知する報知手段7及び利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを承認者の端末に自動送信するメール自動送信手段8と、を備えている。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

利用者に代わって支払いを承認する承認者の氏名及び該承認者の端末のアドレスが記憶され該承認者の端末からの承認で決済が行える利用者カードと、

利用者が購入したい購入品名と購入金額とが入力可能で、かつ、前記利用者カードから吸い上げた前記承認者の端末のアドレスへ該購入品名と購入金額とを送信可能な販売者の端末と、を備え、

前記販売者の端末には、前記承認者の端末からの承認又は否認を受信する受信手段と、該受信手段が前記承認者の端末から承認の信号を受信した場合に、前記販売者の端末に決済を行う信号を出力する決済手段と、前記受信手段が前記承認者の端末から否認の信号を受信した場合又は前記承認者の端末から設定された所定時間内に承認又は否認の信号を受信しなかった場合に、利用者に決済ができないことを報知する報知手段及び利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを前記承認者の端末に自動送信するメール自動送信手段と

10

を備えていることを特徴とするカード決済システム。

**【請求項 2】**

前記利用者カードは、複数の承認者の氏名及び該複数の承認者の端末のアドレスが決済の承認の可能性の高い順に記憶可能に構成され、

前記複数の承認者のうちの第 1 番目に記憶されている承認者が前記利用者の購入品の決済を否認した場合に、第 2 番目に記憶されている承認者に前記販売者の端末から前記利用者の購入品名と購入金額とを自動送信する自動送信手段を該販売者の端末に備えていることを特徴とする請求項 1 に記載のカード決済システム。

20

**【請求項 3】**

前記承認者が前記決済対象となっている購入品よりも以前に承認した購入品名と購入金額とが履歴として記憶する記憶手段を備えるサーバを備え、前記承認者の端末からの要求信号により該記憶手段から履歴を該承認者の端末に前記サーバから送信することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のカード決済システム。

**【請求項 4】**

前記利用者カードには、近距離無線通信により識別子を付したビーコン信号を送信するビーコン送信手段を備え、

30

前記ビーコン送信手段から送信されたビーコン信号を近距離無線通信により受信するための多数のビーコン受信手段を前記販売者の店内又は店外に備え、

前記販売者の端末には、前記ビーコン受信手段から受信した信号に基づいて前記利用者カードの位置を特定するための制御部を備えていることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のうちのいずれか 1 項に記載のカード決済システム。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、利用者が未成年者である場合、未成年者用の利用者カードを作成し、その利用者カードを利用して購入したい購入品の代金の決済を承認者からの承認により行えるようにしたカード決済システムに関する。

40

**【背景技術】****【0002】**

従来から、親から預かった現金を未成年者である子供が店舗まで持参して子供だけで買い物をする場合がある。この場合、子供が親に伝えていた商品とは異なる商品を購入する等、子供が持参する金銭の用途を親が制限することができないという問題がある。

**【0003】**

また、子供の買い物に親が同行しないで、子供に現金を持たせて子供だけで買い物を行う場合、対象とする商品によっては高額な現金を子供が持ち歩くことになる。その結果、子供が現金を紛失してしまうトラブルが発生するという問題がある。

50

## 【0004】

これに対して、たとえば「家族カード」と称される特定のクレジットカードを利用することにより、クレジットカードの所有者である顧客（親）が商品やサービスを楽しむ顧客（子供）に同行しなくてもクレジットカードを利用した決済を行うことができるが、この場合、親にはクレジットカードの利用金額のみが決済完了後に伝えられるため、親は子供がどのような商品やサービスを楽しむかを確認することができないという問題がある。

## 【0005】

また、ネットショッピングと称されるインターネットを利用して買い物を行う場合、試着など実物に触れることができないため、商品が実際に手元に届いてから、「サイズが合わない」、「想定した色と異なる」等の不具合が生じることがある。この場合、折角購入したものの、利用機会が少なくなり（あるいは利用しなくなり）、不経済であるという問題がある。また、インターネットを利用して買い物を行う場合、決済対象となった商品名などの詳細な内容が記録されたレシートが発行されないため、親は子供がどのような商品やサービスを楽しむかを確認することができないという問題がある。

10

## 【0006】

そこで、上述した問題点を解消するため、クレジットカードを所有する顧客がクレジットカードを利用する現場に同行することなく、クレジットカードを利用することにより享受できる商品やサービスの範囲を制限するとともに、クレジットカードを利用することにより商品やサービスを楽しむ顧客に対して、享受する商品やサービスの選択の自由度を確保することができる買い物支援装置が提案されている。

20

## 【0007】

この買い物支援装置は、顧客の端末装置から受信した買い物条件通知を記憶しておき、店舗の端末装置から商品情報を受信すると、決済対象となる商品が買い物条件に該当する商品であるか否かを判断し、買い物条件に該当する商品であると判断した場合に、決済対象となる商品の決済要求を顧客の端末装置に出力する。その後、顧客の端末装置から受信した承認結果に基づいて、店舗の端末装置に対して決済指示を出力する（例えば特許文献1参照）。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

30

## 【0008】

【特許文献1】特開2013-210741号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0009】

上記特許文献1の構成では、顧客の端末装置に予め買い物条件通知を記憶させなければならず、手間がかかるという不都合がある。また、買い物条件が狭い条件であると、決済対象となる商品が買い物条件に該当する商品にならないことが多くなり、その都度、買い物条件を追加又は変更しなければならず、益々手間がかかるという不都合が発生する。

40

## 【0010】

また、決済対象となる商品の決済要求を顧客の端末装置に出力してから、顧客の端末装置からの承認結果を受信するまで店舗の端末装置に対して決済指示を出すことができない。その結果、来店している家族が待ちくたびれてしまうという不都合もあり、改善の余地があった。因みに、家族が来店した時に顧客の端末装置に事前通知を送信することが記載されているものの、例えば急用や仕事中等の理由により顧客の端末装置からの承認結果を直ちに得られないこともあり、来店している家族が待ちくたびれてしまうという不都合を解消することができない。

## 【0011】

本発明は前述の状況に鑑み、解決しようとするところは、手間がかかることなく、決済の結果を所定時間内に出すことができるカード決済システムを提供するものである。

50

## 【課題を解決するための手段】

## 【0012】

本発明のカード決済システムは、前述の課題解決のために、利用者に代わって支払いを承認する承認者の氏名及び該承認者の端末のアドレスが記憶され該承認者の端末からの承認で決済が行える利用者カードと、利用者が購入したい購入品名と購入金額とが入力可能で、かつ、前記利用者カードから吸い上げた前記承認者の端末のアドレスへ該購入品名と購入金額とを送信可能な販売者の端末と、を備え、前記販売者の端末には、前記承認者の端末からの承認又は否認を受信する受信手段と、該受信手段が前記承認者の端末から承認の信号を受信した場合に、前記販売者の端末に決済を行う信号を出力する決済手段と、前記受信手段が前記承認者の端末から否認の信号を受信した場合又は前記承認者の端末から設定された所定時間内に承認又は否認の信号を受信しなかった場合に、利用者に決済ができないことを報知する報知手段及び利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを前記承認者の端末に自動送信するメール自動送信手段と、を備えていることを特徴とする。

10

## 【0013】

本発明によれば、利用者が販売店に行って販売者の端末に利用者カードの情報を吸い上げるとともに、利用者が購入したい購入品名と購入金額とを、販売者の端末に入力する。すると、利用者カードから吸い上げた承認者の端末のアドレスへ購入品名と購入金額とが送信される。販売者の端末の受信手段が、承認者の端末から承認の信号を受信すると、決済手段が販売者の端末に決済を行う信号を出力し、決済が行われ、利用者は購入品を持ち帰ることができる。これとは逆に、販売者の端末の受信手段が、承認者の端末から否認の信号を受信した場合又は承認者の端末から設定された所定時間内に承認又は否認の信号を受信しなかった場合には、報知手段が、利用者に購入品の決済ができないことを報知し、また、メール自動送信手段が、利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを承認者の端末に自動送信することによって、決済の結果を所定時間内に出すことができるので、来店している利用者が待ちくたびれるといったことがない。

20

## 【0014】

又、本発明のカード決済システムは、前記利用者カードは、複数の承認者の氏名及び該複数の承認者の端末のアドレスが決済の承認の可能性の高い順に記憶可能に構成され、前記複数の承認者のうちの第1番目に記憶されている承認者が前記利用者の購入品の決済を否認した場合に、第2番目に記憶されている承認者に前記販売者の端末から前記利用者の購入品名と購入金額とを自動送信する自動送信手段を該販売者の端末に備えていてもよい。

30

## 【0015】

上記のように、複数の承認者の氏名及び複数の承認者の端末のアドレスが決済の承認の可能性の高い順に記憶されていれば、自動送信手段が複数の承認者のうちの第1番目に記憶されている承認者が利用者の購入品の決済を行いやすい。また、第1番目の承認者が購入品の決済を否認したとしても、第2番目に記憶されている承認者に販売者の端末から利用者の購入品名と購入金額とを自動送信手段により自動送信することによって、第2番目の承認者が承認すれば、利用者が購入品を持ち帰ることができる可能性がある。

40

## 【0016】

又、本発明のカード決済システムは、前記承認者が前記決済対象となっている購入品よりも以前に承認した購入品名と購入金額とが履歴として記憶する記憶手段を備えるサーバを備え、前記承認者の端末からの要求信号により該記憶手段から履歴を該承認者の端末に前記サーバから送信する構成であってもよい。

## 【0017】

上記のように、承認者が承認した購入品名と購入金額とが履歴として記憶する記憶手段をサーバに備えていれば、承認者が決済対象となっている購入品よりも以前に承認した購入品名と購入金額とを知りたい場合に、サーバに承認者の端末からアクセスして記憶手段から履歴を知ることができる。

## 【0018】

50

又、本発明のカード決済システムは、前記利用者カードには、近距離無線通信により識別子を付したビーコン信号を送信するビーコン送信手段を備え、前記ビーコン送信手段から送信されたビーコン信号を近距離無線通信により受信するための多数のビーコン受信手段を前記販売者の店内又は店外に備え、前記販売者の端末には、前記ビーコン受信手段から受信した信号に基づいて前記利用者カードの位置を特定するための制御部を備えている構成であってもよい。

【0019】

上記のように、利用者カードにビーコン送信手段を備えるとともに、多数のビーコン受信手段を販売者の店内又は店外に備えておけば、店内又は店外における利用者の位置をいつでも探し出すことができる。これにより、利用者（例えば子供）の迷子や利用者（老人）の徘徊等が発生しても、直ちに利用者の位置を特定し、保護することができる。

10

【発明の効果】

【0020】

本発明によれば、承認者の端末から設定された所定時間内に承認又は否認の信号を受信しなかった場合には、報知手段が、利用者に決済ができないことを報知し、また、メール自動送信手段が、利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを承認者の端末に自動送信することによって、買い物条件を記憶させておく手間がかかることがなく、決済の結果を所定時間内に出すことができるカード決済システムを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】本発明のカード決済システムの基本構成を示すブロック図である。

【図2】本発明のカード決済システムにより購入品を購入する手順を示すフローチャートである。

【図3】購入品の購入品名と金額と外観画像が表示された承認者の端末の表示画面の正面図である。

【図4】本発明のカード決済システムにより購入品を購入する他の手順を示すフローチャートである。

20

【発明を実施するための形態】

【0022】

図1に、本発明のカード決済システムの基本構成を示している。このカード決済システムは、未成年者や老人等のクレジットカードやデビットカードを作製することができない利用者が利用者カード（以下において単にカードという）1を作製し、そのカード1を用いて利用者が店舗で購入したい購入品の決済を行うためのシステムである。ここでいうカードは、利用制限のある（後述する承認者からの承認を受けて利用できる）クレジットカードやデビットカードに相当するが、利用制限のある各種カードであってもよい。

30

【0023】

具体的には、カード決済システムは、カード1と、カード1の情報を吸い上げて送信を行う販売者の端末2と、インターネットHを介して接続されるサーバ3と、を備えている。

【0024】

カード1は、利用者に代わって支払いを承認する承認者の氏名及び承認者の端末4のアドレスが記憶されており、承認者の端末4から受信した承認の信号に基づいて決済が行えるカードである。また、カード1は、充電可能なバッテリーBを搭載している。利用者が未成年者の場合には、承認者としては、近親者である両親、祖父母、伯父、叔母、成人している（クレジットカードを作製できる）兄や姉等が考えられるが、他人であってもよい。また、利用者が老人である場合には、承認者は、クレジットカードを作製できる兄弟姉妹や伯父や叔母の他、成人している（クレジットカードを作製できる）子供等が考えられるが、他人であってもよい。決済に利用する口座としては、承認者自身の口座の他、親であれば、子供用に開設している口座等であってもよい。

40

【0025】

50

販売者の端末 2 は、利用者が購入したい購入品名と購入金額とが入力可能で、かつ、カード 1 から吸い上げた承認者の端末 4 のアドレスへ入力された購入品名と購入金額とを送信可能に構成されている。また、販売者の端末 2 は、カード 1 に備えるバッテリー B を急速充電可能な充電手段 20 を有している。ここでは、充電手段 20 を、販売者の端末 2 に備えているが、販売者の端末 2 とは別の単独の充電手段であってもよい。

#### 【0026】

また、販売者の端末 2 には、承認者の端末 4 からの決済の承認又は否認を受信する受信手段 5 と、受信手段 5 が承認者の端末 4 から決済の承認の信号を受信した場合に、販売者の端末 2 に決済を行う信号を出力する決済手段 6 と、受信手段 5 が承認者の端末 4 から決済の否認の信号を受信した場合又は承認者の端末 4 から設定された所定時間内に決済の承認又は否認の信号を受信しなかった場合に、利用者に決済ができないことを報知する報知手段 7 及び利用者の購入品の決済を否認した旨のメールを承認者の端末 4 に自動送信するメール自動送信手段 8 と、を備えている。ここでいう所定時間とは、販売者が自由に設定することができる時間であるが、最大で 1 時間以内の任意の時間に設定することが好ましく、例えば 10 分、20 分、30 分、40 分、50 分、1 時間等に設定可能であるが、1 時間を超える時間に設定することも可能である。

10

#### 【0027】

報知手段 7 としては、図示していないが、販売者の店内（例えばレジの傍）に備えている決済状況をメッセージとして表示する電光掲示板、決済状況を音声に変換する音声変換手段の他、決済状況を直接伝えるために利用者と呼ぶために利用者毎に設定した受付番号を表示する表示部または該受付番号を発する音声発生器等が挙げられる。

20

#### 【0028】

カード 1 には、更に IC チップからなる記憶手段 9 を備え、その記憶手段 9 は、複数の承認者の氏名及び複数の承認者の端末のアドレスが決済の承認の可能性の高い順に入れ替えられて記憶可能に構成されている。この記憶手段 9 に記憶されている複数の承認者のうちの第 1 番目に記憶されている承認者が利用者の購入品の決済を否認した場合に、第 2 番目に記憶されている承認者に販売者の端末から利用者の購入品名と購入金額とを自動送信する自動送信手段 10 を販売者の端末 2 に備えている。

#### 【0029】

承認者が今回の決済対象となっている購入品よりも以前に承認した購入品名と購入金額とが履歴として記憶する記憶手段 11 を備えるサーバ 3 を備え、承認者の端末 4 からの要求信号により記憶手段 11 から履歴を承認者の端末 4 にサーバ 3 から送信するように構成されている。サーバ 3 には、送受信手段 12 を備えており、インターネット H を介して送信及び受信を行うことができるようになっている。このように、承認者が承認した購入品名と購入金額とが履歴として記憶する記憶手段 11 をサーバ 3 に備えていれば、承認者が今回決済対象となっている購入品よりも以前に承認した購入品名と購入金額とを知りたい場合に、サーバ 3 に承認者の端末 4 からアクセスして記憶手段 11 から履歴を知ることができる。

30

#### 【0030】

カード 1 には、近距離無線通信により識別子を付したビーコン信号を送信するビーコン送信手段 13 を備え、ビーコン送信手段 13 から送信されたビーコン信号を近距離無線通信により受信するための多数のビーコン受信手段 14 を販売者の店内 15 に備え、販売者の端末 2 には、ビーコン受信手段 14 から受信した信号に基づいてカード 1 の位置を特定するための制御部 16 を備えている。このようにカード 1 にビーコン送信手段 13 を備えるとともに、多数のビーコン受信手段 14 を販売者の店内 15 に備えているので、店内 15 における利用者の位置をいつでも探し出すことができる。これにより、利用者（例えば子供）の迷子や利用者（老人）の徘徊等が発生しても、直ちに利用者の位置を特定し、保護することができる。ここでは、多数のビーコン受信手段 14 を販売者の店内 15 に備えている場合を示しているが、多数のビーコン受信手段 14 を、販売者の店外のみ、又は店内 15 と店外の両方に備えて店外における利用者の位置をいつでも探し出すことができる

40

50

ようにしてもよい。

【0031】

また、販売者の端末2は、スマートフォンや、PDA(Personal Digital Assistant)、ノートパソコン、パネルパソコンを含む小型な電子機器の他、デスクトップパソコンから構成され、送受信部を備えるとともに、カード1に記憶されている情報を読み取る又は読み取った情報を書き込むためのリーダライタ17を備えている。このリーダライタ17は、販売者の端末2とは別の構成であってもよいし、組み込まれて一体化したものであってもよい。

【0032】

承認者の端末4も、販売者の端末2と同様に、スマートフォンや、PDA(Personal Digital Assistant)、ノートパソコン、パネルパソコンを含む小型な電子機器の他、デスクトップパソコンから構成され、送受信部19を備えている。

【0033】

販売者の端末2に、利用者が購入したい購入品名と購入金額とが入力され、カード1から吸い上げた承認者の端末4のアドレスへ入力された購入品名と購入金額とが送信されると、承認者の端末4にメールが届く。届いてから、承認者がメールを開くと、図3に示すように、画面18に「下記の購入品の承認をお願いします。」とのメッセージが表示されるとともに、表に購入品名と金額と外観画像(ここでは外観画像を表示しているが、無くてもよい)が表示される。また、画面の下側に「承認」及び「否認」の押しボタンが表示され、いずれかを押すことによって、購入品の決済の承認又は否認を選択することができる。

【0034】

上記構成のカード決済システムにより購入品を決済する手順を図2のフローチャートに基づいて説明する。図2では、カード1の記憶手段9に記憶されている承認者が一人の場合に設定している。

【0035】

まず、カード1の記憶手段9に記憶されている情報(ここでは、承認者の氏名とアドレス)をリーダライタ17により読み取り販売者の端末2に記憶させる(ステップS1)。利用者が購入したい購入品名と購入金額を販売者の端末2に入力する(ステップS2)。尚、購入品名と購入金額を販売者の端末2に入力する方法としては、販売者がキーボード等を用いて直接入力する、又はスキャナ等により購入品の包材のバーコードを読み取る、あるいは販売者の端末2に記憶している多数の購入品の中から選択することが考えられる。購入品名と購入金額が販売者の端末2に入力されると、販売者の端末2が承認者の端末4のアドレスへ購入品名と購入金額を送信する(ステップS3)。尚、図3に示す購入品の外観画像も一緒に送信すれば、承認者は購入品をより一層把握し易い。

【0036】

送信完了後は、承認者の端末4からの受信があるかどうかを確認する(ステップS4)。承認者から承認の信号を販売者の端末2が受信すると(ステップS5)、購入品の決済処理を販売者の端末2又は別の決済装置で行ってから(ステップS6)、購入品を利用者に渡して販売者の端末2の表示画面に表示されている「購入品を渡す」のボタンを押すことによって(ステップS7)、制御を終了する。これに対して、ステップS5で承認者の端末4から否認する信号を販売者の端末2が受信する、又は所定時間経過しても承認者の端末4からの受信がない場合には(ステップS8)、例えば電光掲示板により決済ができないことを利用者に報知する(ステップS9)とともに、販売者の端末2から購入品の決済を否認した旨のメールを承認者の端末4へ送信して(ステップS10)、制御を終了する。上記のように、決済の結果を所定時間内に出すことができるので、来店している利用者が待ちくたびれるといったことがない。

【0037】

次に、カード決済システムにより購入品を決済する他の手順を図4のフローチャートに基づいて説明する。図4では、カード1の記憶手段9に記憶されている承認者が二人の場合

10

20

30

40

50

合に設定されている点が図2とは異なる。

【0038】

まず、カード1の記憶手段9に記憶されている情報(ここでは、第1番目の承認者の氏名とアドレス並びに第2番目の承認者の氏名とアドレス)をリーダライタ17により読み取り販売者の端末2に記憶させる(ステップS20)。利用者が購入したい購入品名と購入金額を販売者の端末2に入力する(ステップS21)。尚、購入品名と購入金額を販売者の端末2に入力する方法としては、販売者がキーボード等を用いて直接入力する、又はスキャナ等により購入品の包材のバーコードを読み取る、あるいは販売者の端末2に記憶している多数の購入品の中から選択することが考えられる。購入品名と購入金額が販売者の端末2に入力されると、販売者の端末2が第1番目の承認者の端末4のアドレスへ購入品名と購入金額を送信する(ステップS22)。尚、図3に示す購入品の外観画像も一緒に送信すれば、承認者は購入品をより一層把握し易い。

10

【0039】

送信完了後は、第1番目の承認者の端末4からの受信があるかどうかを確認する(ステップS23)。第1番目の承認者から購入品の決済の承認の信号を販売者の端末2が受信すると(ステップS24)、購入品の決済処理を販売者の端末2又は別の決済装置で行ってから(ステップS25)、購入品を利用者に渡して販売者の端末2の表示画面に表示されている「購入品を渡す」のボタンを押すことによって(ステップS26)、制御を終了する。これに対して、ステップS5で第1番目の承認者の端末4から購入品の決済を否認する信号を販売者の端末2が受信する、又は所定時間経過しても承認者の端末4から受信がない場合には(ステップS27)、販売者の端末2が、第2番目の承認者の端末4のアドレスへ購入品名と購入金額を送信する(ステップS28)。この場合も、図3に示す購入品の外観画像も一緒に送信すれば、承認者は購入品をより一層把握し易い。送信完了後は、第2番目の承認者の端末(図示せず)からの受信があるかどうかを確認する(ステップS29)。第2番目の承認者から購入品の決済の承認の信号を販売者の端末2が受信すると(ステップS30)、前述したステップS25へ移行する。これに対して、ステップS30で第2番目の承認者の端末から購入品の決済を否認する信号を販売者の端末2が受信する、又は所定時間経過しても第2番目の承認者の端末から受信がない場合には(ステップS31)、例えば電光掲示板により決済ができないことを利用者に報知する(ステップS32)とともに、販売者の端末2から決済を否認した旨のメールを第2番目の承認者の端末へ送信して(ステップS33)、制御を終了する。

20

30

【0040】

尚、本発明は、上記実施形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲で種々の変更が可能である。

【0041】

上記実施形態では、購入品が1個の場合を示したが、2個以上であってもよい。

【0042】

また、上記実施形態では、承認者が1名又は2名の場合を示したが、3名以上であってもよい。

【0043】

また、上記実施形態では、承認者の端末から設定された所定時間内に決済の承認又は否認の信号を受信しなかった場合に、利用者に決済ができない構成としたが、承認者の端末から設定された第1の所定時間を過ぎてから第2の所定時間内に決済の承認の信号を受信した場合には、決済処理を行い、利用者にメールする又は電話することにより決済された購入品を取りに来てもらうようにしてもよい。

40

【符号の説明】

【0044】

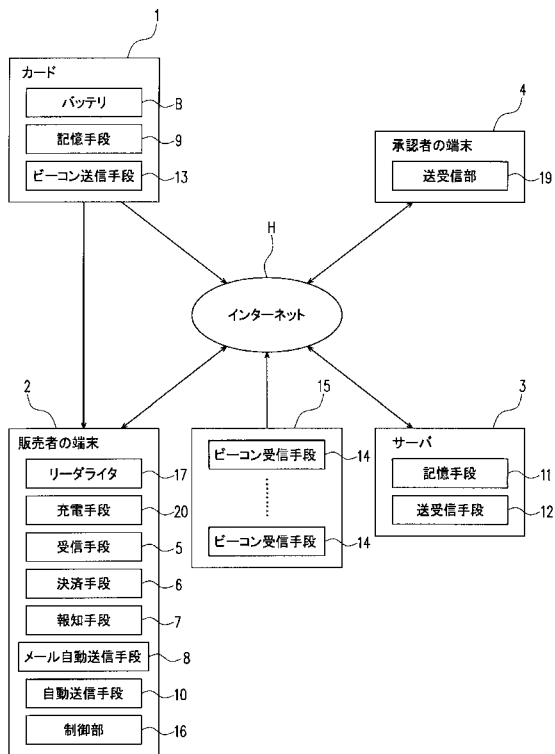
1...カード、2...販売者の端末、3...サーバ、4...承認者の端末、5...受信手段、6...決済手段、7...報知手段、8...メール自動送信手段、9...記憶手段、10...自動送信手段、11...記憶手段、12...送受信手段、13...ビーコン送信手段、14...ビーコン受信手

50

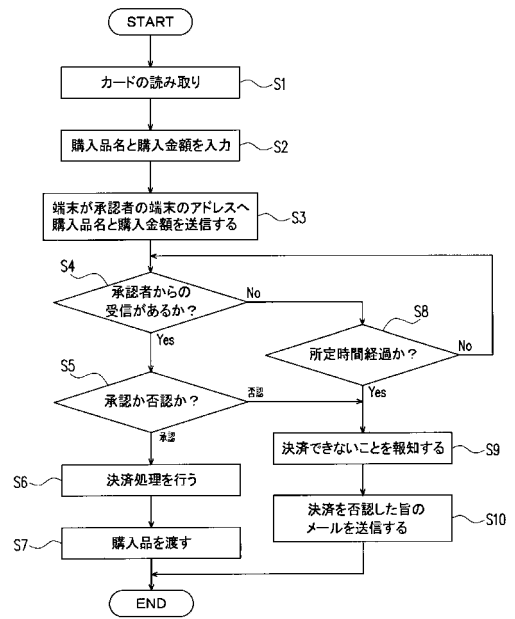


段、15...店内、16...制御部、17...リーダライタ、18...画面、19...送受信部、H...インターネット

【 図 1 】

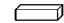


【 図 2 】



【 図 3 】

下記の購入品の承認をお願いします。

購入品名	金額	外観画像
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇円	

承認      否認

【 図 4 】

